

汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加資格審査実施要領

1 目的

この要領は、静岡県における汚染土壌処理業務の委託に係る競争入札参加資格について、申請者より申請のあった内容を審査するために定めるものである。

2 審査対象

審査対象は、令和4年11月11日付け告示第749号に基づいてなされた申請を対象とする。

3 申請等の様式

申請等の様式は次のとおりとする。

- (1) 汚染土壌処理業務委託競争入札参加資格審査申請書（様式1号）
- (2) 営業概要書（様式2号）
- (3) 使用印鑑届（様式3号）
- (4) 誓約書（様式4号）
- (5) 委任状（様式5号）
- (6) 競争入札参加資格審査結果通知書（様式6号）
- (7) 資格審査申請書記載事項等変更届（様式7号）

4 審査事項及び審査基準

審査事項及び審査基準は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (2) 汚染土壌処理業の許可状況
業務に必要な許可を得ていること。
前回の申請時に汚染土壌処理業の許可が更新手続き中であった場合は、今回の申請において更新手続きが完了していること。
- (3) 次のアからオまでのいずれかにも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にあっては当該個人をいい、入札参加資格者が法人である場合にあっては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。ウからオまでにおいて同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。イからオまでにおいて同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。ウからオまでにおいて同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
- (4) 関係法令の遵守について、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。

5 審査方法

- (1) 審査は、静岡県くらし・環境部環境局生活環境課において行う。
- (2) 審査は、申請書類により行い、必要に応じて現地確認を行う。

附 則

この要領は令和4年11月11日から施行する。

附 則

この要領は令和7年6月2日から施行する。

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (2) 労働契約法(平成19年法律第128号)
- (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
- (5) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律50号)
- (6) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)
- (7) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (8) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)
- (9) 労働組合法(昭和24年法律第174号)

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)
- (2) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年法律第25号)